

第 1 2 9 号議案

足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

足立区難病患者福祉手当条例（昭和 5 0 年足立区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 6 平成 2 7 年 1 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に手当の認定の申請をし、かつ、第 2 条の規定に該当するもののうち規則で定める者にあつては、同年 1 月 1 日以後の規則で定める日に申請があつたものとみなす。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた者を除く。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、難病患者福祉手当の支給期間に関し、特別な措置を講ずる必要があるので、この条例案を提出いたします。